

■津軽石地区復興まちづくり計画（素案イメージ）作成にあたっての情報共有

第3回検討会においては、これまでに検討されてきた意見を「地区復興まちづくり計画（素案イメージ）」として整理しています。
 ただし、複数の考え方があがる個所や関係機関との協議などにより再度検討すべき事項などを以下に整理しています。

1. 復興まちづくりを検討する際の前提となる津波シミュレーションの条件

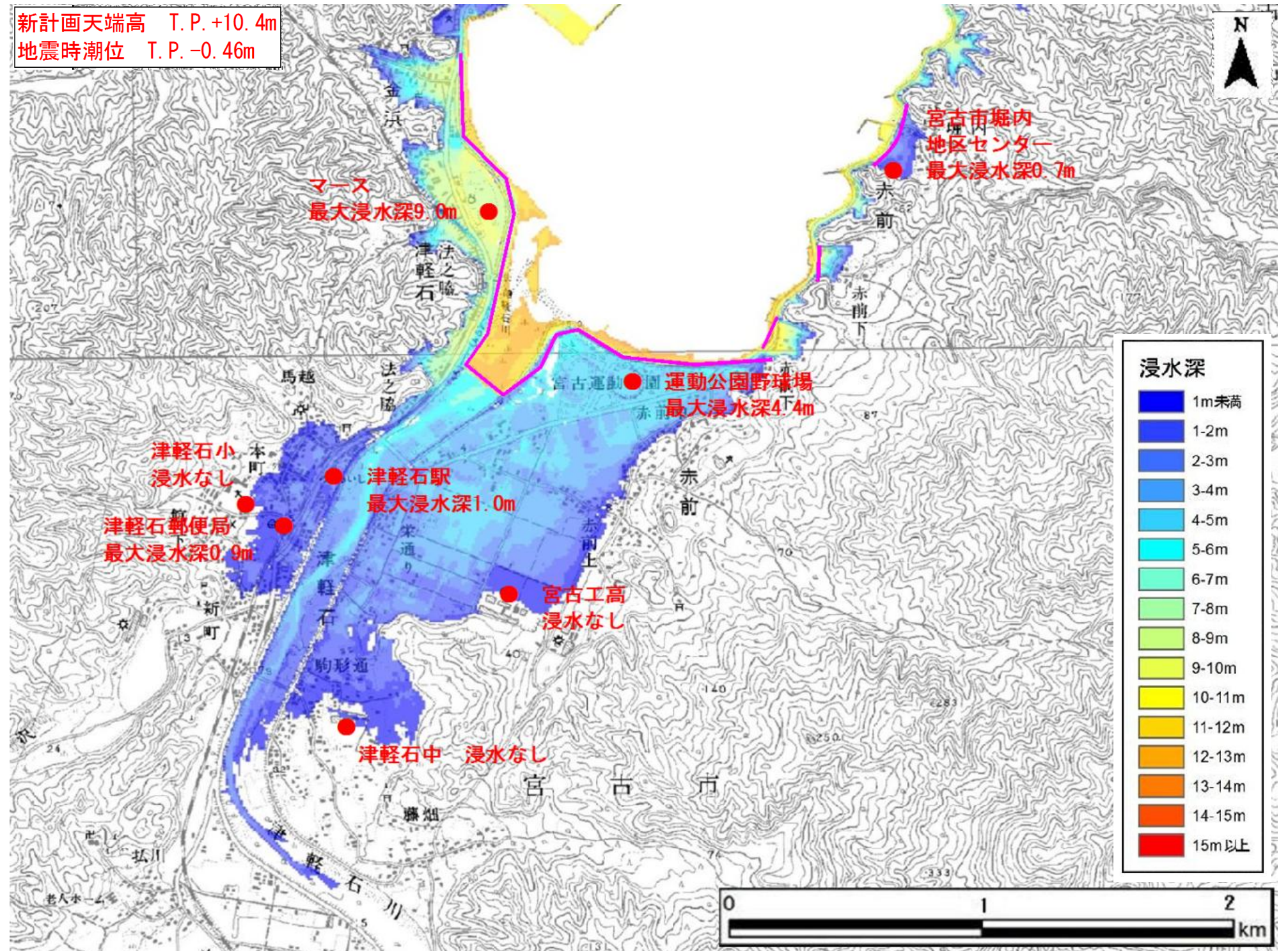
これまでの検討会で津波シミュレーションの情報を発信してきましたが、県から復興まちづくりを検討する前提となる津波シミュレーションの条件が示されました。

●津波シミュレーションの条件

- ・県が決定した防潮堤が整備されている
- ・東日本大震災が発生した当時の潮位、および津波高（満潮時の潮位）
- ・東日本大震災による地盤が沈下した状態での地盤高とし、更なる地盤沈下は考慮しない。（更なる地盤沈下も考慮）

※（ ）が前回配布資料の条件

●復興まちづくりの前提条件を踏まえた津波シミュレーション



2. 法の脇地区の住宅移転先に関して

住宅移転先に関しては、背後の高台への移転が提案されていましたが、『高台住宅地では等価交換での宅地取得や短期間での移転が課題。工事期間が長期に渡る場合は、津軽石駅周辺などに住宅を集約』との意見もありました。

高台に住宅地を造成する場合と既成市街地内へ移転する場合とでは、住宅再建時期が以下のとおり異なりますので、素案イメージでは「既成市街地への移転」を想定しました。

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
防災集団移転促進事業により津軽石地区への移転	調査・検討・協議	事業着手	住宅建設				
防災集団移転促進事業により高台移転地	調査・検討・協議	事業着手（高台造成を含む）		住宅建設			
	※埋蔵文化財調査が発生します						

※住宅建設は各権利者が実施する。
 ※事業スケジュールについては、現時点の想定であり、今後の地権者や関係機関との協議によって変更することがあります。

3. 栄通地区の住宅移転先に関して

予想浸水深が高い栄通地区（二線堤兼用道路より海側）の住宅の移転が考えられています。移転先に関しては、背後の高台、背後の低地部、藤畑地区への移転が考えられます。

上記、法の脇地区の移転と同様の考え方から、素案イメージでは「既成市街地への移転」を想定しました。

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
防災集団移転促進事業により高台移転地	調査・検討・協議	事業着手（高台造成を含む）			住宅建設		
防災集団移転促進事業により藤畑地区へ移転	調査・検討・協議	事業着手		住宅建設			
被災市街地復興土地区画整理事業により公共高校周辺へ移転	調査・検討・協議	事業着手（二線堤兼用道路整備含む）			住宅建設		

※住宅建設は各権利者が実施する。
 ※事業スケジュールについては、現時点の想定であり、今後の地権者や関係機関との協議によって変更することがあります。

●事業手法の特徴（再掲）

	従前地（被災地）	移転先	住宅建設等
防災集団移転促進事業	・時価で売却（全員の合意が必要）	・時価で買収、または、市から借地 ・平均面積は上限100坪	・権利者が実施 ・建設費等に対する利子補給あり
被災市街地復興土地区画整理事業	・従前地と移転地を交換（費用負担はない） ・道路環境や宅地形状等により利用価値の上昇に対する減歩（面積減少）あり		・権利者が実施 ・建設費等に対する支援なし

※被災者生活再建支援金（新築・購入＝200万円）は両事業とも受けることができる

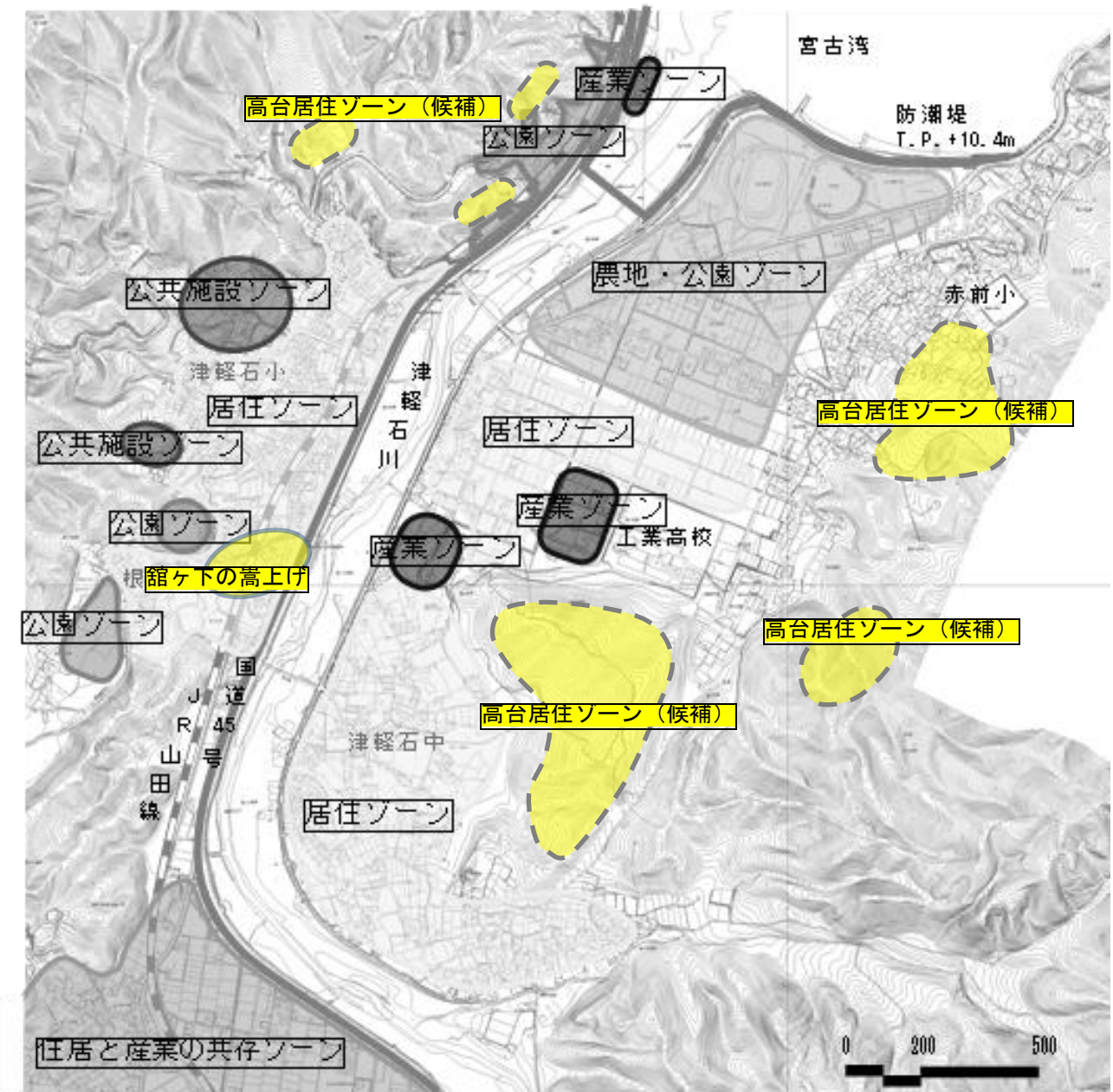
※「高台住宅地には、避難所兼用の集会所の設置」との意見がありましたが、上記のとおり高台住宅地を整備しない場合は、「住宅移転先で既存施設がない場合等は避難所兼用の集会所の設置」と読み替えました。

4. 館ヶ下地区の宅地の嵩上げに関して

第1回検討会において「館ヶ下地区の宅地の嵩上げ（根井沢川の氾濫対策）」「根井沢川の嵩上げと道路の整備」との意見があり、第2回検討会では「根井沢川の河川整備」との意見がありました。

「館ヶ下地区の宅地の嵩上げ」に関しては、根井沢川の氾濫が解消されれば必要のない問題であると考えられ、また、面的な嵩上げに関する事業導入に関しては地元負担も必要となります。

根井沢川に関しては、これまでも上流部の改修が進めており、下流部については、JRや国道との協議を実施しつつ、河川拡幅や法線変更等の改修を目指します。したがって、素案イメージから割愛しました。



5. 国道、県道、JR、河川堤防の嵩上げに関して

「海が見える（津波が認識できる）ように国道や県道の嵩上げ」など二線堤機能を有するように国道やJR、県道の嵩上げに関する意見があがっていました。国や県と協議を進めていますが、次の理由より**素案イメージから割愛**しました。

- ・国道＝災害時も寸断されないように三陸自動車道を整備する。よって、国道45号を積極的に嵩上げすることは考えていない。ただし、まちづくりとともに嵩上げを実施することは検討できる。
- ・県道＝防潮堤との間隔がなく、越流津波の勢いが強いことが想定され、嵩上げしても破壊される危険性がある。もし、県道を嵩上げできたとすると、その背後での道路嵩上げに関する補助事業がない。さらに高台移転に関する補助事業がない。
- ・JR＝まちづくりとともに嵩上げを実施することは検討できる。費用分担が課題
- ・河川堤防＝水門を嵩上げする計画であるため、河川堤防を嵩上げすることは考えていない。

6. 津軽石背後の避難道路の整備に関して

「災害時でも地域間での避難が可能となるよう山側での避難道路の整備（弘川～津軽石～金浜）」に関する意見があがっています。

当該区間に関しては、三陸縦貫自動車道が整備される予定です。この道路を災害時に活用することにより代用することは可能でしょうか。その場合、三陸縦貫自動車道への道路整備が必要となります。

